**ニュースポーツ用具貸出事業実施要領**

１目的

この要領は、本会が所有するニュースポーツ用具（以下「用具」という。）の貸出について必要な事項を定めることにより、用具の有効活用を図るとともに、高齢者の健康寿命の延伸と地域における交流の場づくりを推進することを目的とする。

２貸出対象

貸出対象は、秋田県内で活動する高齢者の団体・グループ・サークル（以下「団体等」という。）とする。ただし、高齢者以外の団体等が高齢者を参加対象とする行事を行う場合は対象とする。

３貸出期間

用具の貸出期間は、２週間以内とする。ただし、特別の事情があると本会が認めた場合はこの限りではない。

４貸出種類

貸出を行う用具は別表のとおりとし、１回につき１種類の貸出とする。ただし、特別の事情があると本会が認めた場合はこの限りではない。

５貸出方法

用具の貸出を受けようとする団体等は、あらかじめ本会と貸出期間を調整の上、貸出申込書（様式１）に所定の事項を記入して申し込むものとする。

６貸出の不承認

次の各号のいずれかに該当する場合は、用具の貸出を承認しない。

（１）政治的・宗教的活動のための利用と認められる場合

（２）多数の申込により、他団体等の利用を妨げると認められる場合

（３）営利を目的とする利用と認められる場合

（４）その他本会が利用を不適当と認める場合

７貸出料金

用具の貸出料金は、無料とする。

ただし、貸出に係る送料等は貸出を受ける団体等の負担とする。

また、貸出期間中に用具に故障や破損が生じた場合は、実費弁償を求めることがある。

８インストラクターの派遣

初心者を対象とする企画など、必要に応じてインストラクターを派遣する。

９貸出実績の報告

用具の貸出を受けた団体等は、用具の返却時に、貸出実績報告書（様式２）により実績報告を行うものとする。

10事故の取扱い

貸出した用具の利用に際して事故が発生した場合は、貸出を受けた団体等の責任において処理しなければならない。

11その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和２年１１月２日から施行する。